

事例番号:340113

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 4 日

5:11 前期破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 4 日

10:25 前期破水のためオキシトシン注射液による陣痛誘発開始

妊娠 37 週 5 日

12:00 内診所見進行がなくジプロrost注射薬による陣痛誘発開始

妊娠 37 週 6 日

3:15 体温 38.2℃

6:00 頃- 胎児心拍数陣痛図上、軽度遷延一過性徐脈および高度遅発一過性徐脈を認める

7:00 血液検査で白血球 18100/ μ L、CRP 1.63mg/dL

8:31 胎児心拍数が回復せず帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤重量 257g、胎盤病理組織学検査で臍帯辺縁付着、臍帯炎および絨毛膜羊膜炎 stage III、複数の梗塞巣を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 6 日

- (2) 出生時体重:2500g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
 - 出生当日 頭部 MRI で大脳基底核および小脳上部に信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医 8 名、小児科医 4 名、麻酔科医 3 名
 - 看護スタッフ:助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性があると考える。
- (3) 子宮内感染および胎盤機能不全が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。
- (4) 胎児は、妊娠 37 週 6 日 6 時頃より低酸素の状態が出現しはじめ、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

- 1) 妊娠経過
 - 妊娠経過中の管理は一般的である。
- 2) 分娩経過
 - (1) 妊娠 37 週 4 日入院時の対応(分娩監視装置装着、内診、破水の診断、血液検査)は一般的である。

- (2) 妊娠 37 週 4 日、前期破水に対し分娩誘発を行ったこと、および子宮収縮薬（オキシトシン注射液、ジノプロスト注射液）の投与について文書により説明と同意を得てオキシトシン注射液による陣痛促進を施行したことは、いずれも一般的である。
- (3) オキシトシン注射液の開始時投与量、増量法は一般的である。
- (4) オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法は概ね一般的であるが、分娩監視装置を外している間の 14 時 45 分にオキシトシン注射液を増量したことは一般的ではない。
- (5) 妊娠 37 週 5 日、内診所見の進行が無いため、ジノプロスト注射液による陣痛誘発を施行したことは一般的である。
- (6) ジノプロスト注射液の開始時投与量、増量法は一般的である。
- (7) ジノプロスト注射液投与中の分娩監視方法は概ね一般的であるが、分娩監視装置を外している間の 13 時に、ジノプロスト注射液を増量したことは一般的ではない。
- (8) 分娩経過中、ハロリナトリウム注射液およびアンピシリンナトリウム注射液の使用したことは一般的である。
- (9) 妊娠 37 週 6 日 2 時 45 分より 38℃台の発熱を認め、6 時以降、胎児心拍数陣痛図上、基線細変動が保たれた軽度遷延一過性徐脈および高度遅発一過性徐脈が認められる状況で、体位変換および超音波断層法の実施、血液検査等による原因検索の実施、胎児心拍数の連続モニタリングによる監視の強化としたことは一般的である。
- (10) 胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数が回復しないと判断し、8 時 4 分に緊急帝王切開を決定し、27 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (11) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管）は一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU に入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬(オキシシン注射液・ジノプロスト注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則した使用法が望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。